

仕様書

第1章 総則

1条（適用）

本仕様書は、令和8年度 令和6年災 金蔵地区 水路トンネル災害復旧点検業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

2条（通則）

受注者は、本仕様書、石川県設計業務委託共通仕様書（令和5年1月一部改訂）、関係法規及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

3条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

4条（資料の貸与）

受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者と協議のうえ、必要な資料の貸与を受けることができるものとする。

5条（秘密の厳守）

受注者は、本業務の内容、結果等を発注者の許可なくして部外に漏らしたり転用したりしてはならない。

6条（委託期間）

本業務の委託期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第2章 作業内容

7条（目的）

本業務は、輪島市内において、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨によって被災した水路トンネルを対象に、災害復旧計画に必要な資料を整備するものである。

8条（作業従事者）

作業に従事する者は、対象作業の遂行に十分な経験を有するものでなければならない。

9条（業務範囲）

本業務の範囲は、輪島市内とし「別添 設計箇所図」による。

10条（作業内容）

（1）機能診断 水路トンネル 1式

	作業内容	作業項目
1	業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な <u>現地調査</u> を行う。
2	事前調査	
2-1	資料調査	<u>施設完成時の設計図書</u> 及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。
2-2	問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、 <u>施設機能に関する課題、問題点を把握・整理</u> する。
3	施設機能の検討	資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面からの <u>要求機能について整理</u> し、 <u>診断の重点を設定</u> するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。
4	水利・水理機能検討	現況の概略水利・水理機能検討を行う。
5	構造検討	荷重条件の変化及びコンクリート推定強度において、変状が確認された構造物の現状の強度・荷重条件で概略の <u>構造計算</u> を行い、施設の安全性について検証を行う。 ※歩掛は実施設計の構造計算を用いる。
6	現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査、現地踏査及び施設の影響度等を勘案し、 <u>現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定</u> する。 ※歩掛は実施設計の現地調査を用いる。なお、別途追加で必要な調査手法が生じた場合は、変更対象とするため、監督員と協議すること。
7	詳細調査計画立案	詳細調査が必要な施設について <u>詳細調査計画の立案</u> を行う。
8	健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に <u>施設の健全度の判定</u> を行う。
9	機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせ、 <u>対策シナリオを複数作成</u> する。
10	機能保全コストの算定	<u>対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較</u> する。（コスト算定のために必要な <u>数量計算、設計図面作成を含む</u> 。）
11	点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

※なお、現場状況により作業内容が増減する場合は、変更対象とするため、監督員との協議の上、決定すること。

(2) 実施設計 水路トンネル 1 式

流量区分		Q<2m ³ /s
[実施設計]		【4-1-4 水路トンネル】
作業項目		作業内容
1	現地調査	実施設計に必要な調査を行う。 ※当初設計積算において、機能診断における現地調査(定点調査)計画の作成に係る歩掛の代用とする。
2	構造計算	工事実施断面による詳細構造計算を行う。
2-1	構造検討構造計算	
2-2	構造検討構造図作成	
		実施断面の詳細図及び法面保護工、安全施設、管理施設の詳細図を作成する。

※なお、現場状況により作業内容が増減する場合は、変更対象とするため、監督員との協議の上、決定すること。

(3) 現地踏査、現地調査(定点調査)及び試験 1 式

作業項目		作業内容
1	現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定(パイプラインにおいては、事前調査で得られた情報を参考に、巡回目視により対象路線全体の地盤陥没や漏水痕跡等の地上で確認できる変状等を概略的に把握)を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査(定点調査)を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。
2	近接目視	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む)するとともに、スケッチを作成する。
3	コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。
4	鉄筋探査	コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定のため、鉄筋探査器により鉄筋位置・かぶりの探査を行う。
5	コンクリートはつり作業	既設構造物の鉄筋等の状況がわかるようにコンクリートをはつる。
6	はつり部鉄筋調査	はつり部において鉄筋のかぶり・腐食状況等を目視にて調査する。
7	はつり部中性化調査	はつり部において試薬を用いて発色観測を行い中性化深度の調査を行う。
8	はつり部埋戻し	コンクリートはつり部を補修材により埋め戻す。
9	中性化深さ調査(ドリル法)	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。(NDIS 3419)

10	コンクリート供試体採取	中性化調査、圧縮強度試験などの試験に必要なコンクリート供試体を、コアボーリングマシンにより採取する。
11	コンクリート供試体採取部 埋戻し	コンクリート供試体採取部を補修材により埋め戻す。

※なお、現場状況により作業内容が増減する場合は、変更対象とするため、監督員との協議の上、決定すること。

(4) 打合せ 1式

着手前1回、中間1回、最終1回とする。また、打合せに要した旅費交通費は変更契約の対象とする。なお、費用の計上は実費とするため、変更契約時に実費額が確認できる書類を提出すること。

第3章 検査・協議・その他

11条（検査）

受注者は各工程が終了する度に発注者の検査を受けて品質の確認を受けるものとし、指摘事項があった場合は速やかに訂正しなければならない。

12条（協議）

作業中に本仕様書に記載なき事項が生じた場合は速やかに協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

また、現地の状況等により、構造計算等10条に定める作業内容範囲外の作業が生じた場合は、発注者と協議のうえ変更契約の対象とする。

第4章 成果品

13条（納入成果品）

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 報告書（現地写真含む） | 1式 |
| (2) その他発注者と協議のうえ必要と認めたもの | 1式 |
| (3) 電子媒体 | 1式 |